

## 巻上げ機運転の業務に係る特別教育のご案内

事業者は、動力により駆動される巻上げ機（ウインチ）を用いる作業については、安全衛生法及び規則等により当該業務に関する特別の教育を行うことと定められています。

巻上げ機は建設現場での資材の上げ下ろし作業の他、車両積載車やレッカー車等に装備されるウインチも該当することから、当協会では、車両積載車等の巻上げ機（ウインチ）の作業従事者を対象とした特別教育を実施することといたしました。

つきましては、「巻上げ機運転特別教育」を下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

### 1. 日時及び会場

日	時	会 場
7月10日（水）	9：00～16：30	青森総合流通団地共同会館 （青森市野木野尻37-498）
7月11日（木）	8：30～12：30	青森地区労働安全衛生教育センター （青森市横内鏡山6-6）

（遅刻、欠席等受講時間が不足すると修了できません。）

### 2. 受講対象者：巻上げ機運転業務従事者

### 3. 費用（税込）

一 般	13,100円（受講料 12,100円、テキスト代 1,000円）
協会員	10,900円（受講料 9,900円、テキスト代 1,000円）

### 4. 申込方法：電話等で予約の上、2週間以内に

①申込書（本書裏面）を FAX、郵送、メール添付 のいずれかの方法でご提出願います。

②費用を 銀行振込、現金書留、窓口支払 のいずれかの方法でお支払いください。

- ・銀行振込希望の方は、ご予約時に当協会HP上で振込先をご案内いたします。
- ・受講当日の会場でのお支払いはできません。

### 4. 締 切：令和6年6月28日（金）

### 5. そ の 他 ・ 申込書と費用のお支払いが確認でき次第、領収書付きの受講票を発行いたします。

※受講票及び領収書は当協会のDX化への取組として、PDFデータによるメール送付へ切り替えを進めています。申込書へのメールアドレス記載にご協力ください。

- ・2週間を過ぎた受講予約は取り消しさせていただきますので、ご了承ください。
- ・キャンセルは土・日・祝日を除く講習3日前まで、お電話にて受け付けます。
- ・修了者には修了証を交付します。

申込み、問合せ先 （一社）青森地区労働基準協会

〒 030-0811 青森市青柳2-2-6

HP <https://aorouki.com>

MAIL [aoroki@deluxe.ocn.ne.jp](mailto:aoroki@deluxe.ocn.ne.jp)

TEL 017 (723) 1755

FAX 017 (723) 5741



労働者の就業にあたっての措置関係	
安全衛生教育（法第59条）及び特別教育を必要とする業務（規則36条）	
<p>事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に対する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。</p> <p>① 前項の規定は、労働者の作業内容を変更した時について準用する。</p> <p>② 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。</p>	
特別教育を必要とする業務（安全衛生規則第36条）	
<p>法第59条第3項の厚生労働省令で定められる危険又は有害な業務</p> <p>11項 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）の運転の業務</p>	

※コピーしてご使用ください

巻上げ機の運転の業務に係る特別教育 申込書				
ふりがな		男・女	生年月日	S・H
氏名				年 月 日生
住所	(〒 )			
事業所名及び所在地	[Tel ( ) ] (〒 )			
メールアドレス	@			
領収書宛名	<input type="checkbox"/> 事業所名 <input type="checkbox"/> 受講者氏名 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
令和 年 月 日	受講者氏名 (自署)			
(一社) 青森地区労働基準協会長 殿				

**【個人情報について】**  
ご記入頂いた個人情報につきましては、講習実施の目的以外に使用することはありません。

※ 協会記入欄（記入しないで下さい。）

受講番号	受付日	会員区分	申込方法	受付者
	/	会・非	直・振・書	

お問い合わせ先 (一社) 青森地区労働基準協会 (TEL: 017-723-1755 FAX: 017-723-5741)